

「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領」（事務運営指針）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 章 連結法人の国外事業所等帰属所得に係る調査</p> <p>(従来型の条約が適用される場合の取扱い)</p> <p>2-7 連結法人が認識した国外事業所等帰属所得の適否についての調査に当たり、従来型の条約（法第 69 条第 <u>7</u> 項（外国税額の控除）に規定する「内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約」をいう。）の適用がある場合には、法施行令第 145 条の 15 第 3 項第 1 号（内部取引に含まれない事実の範囲等）に掲げるものの使用料の支払、譲渡又は取得に相当する内部取引は認識されないものであるから、例えば、同号イに掲げる工業所有権の使用を伴う役務の提供が認められるときは、当該工業所有権の使用料の支払に相当する内部取引は認識されず、役務提供取引に相当する内部取引のみが認識されることに留意する。</p>	<p>第 2 章 連結法人の国外事業所等帰属所得に係る調査</p> <p>(従来型の条約が適用される場合の取扱い)</p> <p>2-7 連結法人が認識した国外事業所等帰属所得の適否についての調査に当たり、従来型の条約（法第 69 条第 <u>8</u> 項（外国税額の控除）に規定する「内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約」をいう。）の適用がある場合には、法施行令第 145 条の 15 第 3 項第 1 号（内部取引に含まれない事実の範囲等）に掲げるものの使用料の支払、譲渡又は取得に相当する内部取引は認識されないものであるから、例えば、同号イに掲げる工業所有権の使用を伴う役務の提供が認められるときは、当該工業所有権の使用料の支払に相当する内部取引は認識されず、役務提供取引に相当する内部取引のみが認識されることに留意する。</p>
<p>第 5 章 連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額に関する事前確認</p> <p>(事前確認に係る相互協議)</p> <p>5-11</p> <p>(1) 親法人局担当課は、確認申出連結法人が事前確認について相互協議を求める意思を有すると認められる場合には、平成 13 年 6 月 25 日付官協 1-39 ほか 7 課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）<u>6 (1)</u>（相互協議の申立ての手続）に定める「相互協議申立書」を庁相互協議室に提出することにより相互協議の申立てを行い、相手国等（同事務運営指針 1 ロ（用語の意義）に定める相手国等をいう。）の税務当局に事前確認の申出に相当する申出を行うよう勧奨する。</p> <p>(2) 局担当課は、連結法人が<u>外国税務当局</u>に事前相談に相当する相談又は事前確認の申出に相当する申出を行っていることを把握した場合には、当該連結法人に対し、我が国にも速やかに事前相談又は事前確認の申出を行うよう勧奨する。</p>	<p>第 5 章 連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額に関する事前確認</p> <p>(事前確認に係る相互協議)</p> <p>5-11</p> <p>(1) 親法人局担当課は、確認申出連結法人が事前確認について相互協議を求める意思を有すると認められる場合には、平成 13 年 6 月 25 日付官協 1-39 ほか 7 課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）<u>6</u>（相互協議の申立ての手続）に定める「相互協議申立書」を庁相互協議室に提出することにより相互協議の申立てを行い、相手国等（同事務運営指針 1 ロ（用語の意義）に定める相手国等をいう。）の税務当局に事前確認の申出に相当する申出を行うよう勧奨する。</p> <p>(2) 局担当課は、連結法人が<u>外国の税務当局</u>に事前相談に相当する相談又は事前確認の申出に相当する申出を行っていることを把握した場合には、当該連結法人に対し、我が国にも速やかに事前相談又は事前確認の申出を行うよう勧奨する。</p>

改正後	改正前
<p>(事前確認の効果)</p> <p>5-15 ……………</p> <p>なお、事前確認する旨の通知があった時に既に経過した確認連結事業年度がある場合において、当該通知又は局担当課による行政指導により当該確認連結事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認連結法人が自主的に提出する修正申告書は、国税通則法第 65 条第 1 項及び第 5 項（過少申告加算税）に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。</p> <p><u>また、修正申告書が同条第 5 項の調査通知後に提出された場合であっても、事前確認の内容に適合させるための部分は、同項に規定する「調査通知がある前に行われたもの」として取り扱うことに留意する。</u></p>	<p>(事前確認の効果)</p> <p>5-15 ……………</p> <p>なお、事前確認する旨の通知があった時に既に経過した確認連結事業年度がある場合において、当該通知又は局担当課による行政指導により当該確認連結事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認連結法人が自主的に提出する修正申告書は、国税通則法第 65 条第 5 項（過少申告加算税）に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。</p>
<p>(報告書の取扱い)</p> <p>5-17</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) ……………</p> <p>(注) 局担当課による行政指導により、当該確認連結法人が自主的に修正申告書を提出する場合には、当該修正申告書は、国税通則法第 65 条第 1 項及び第 5 項（過少申告加算税）に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。</p> <p><u>また、修正申告書が同条第 5 項の調査通知後に提出された場合であっても、事前確認の内容に適合させるための部分は、同項に規定する「調査通知がある前に行われたもの」として取り扱うことに留意する。</u></p> <p>(4) (省 略)</p>	<p>(報告書の取扱い)</p> <p>5-17</p> <p>(1)～(2) (同 左)</p> <p>(3) ……………</p> <p>(注) 局担当課による行政指導により、当該確認連結法人が自主的に修正申告書を提出する場合には、当該修正申告書は、国税通則法第 65 条第 5 項（過少申告加算税）に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。</p> <p>(4) (同 左)</p>
<p>第 6 章 平成 29 年 1 月 31 日付官協 8-1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）に定める相互協議が行われる場合の取扱い</p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>第1章から第5章までの取扱いは、連結法人の各連結事業年度の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関し、日台相互協議指針1ホ（用語の意義）に定める相互協議が行われる場合について準用する。この場合においては、次のとおり読み替える。</p> <p>(1) 1-1(17)中の「法第139条第1項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議」は、「平成29年1月31日付官協8-1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）1ホ（用語の意義）に定める相互協議」</p> <p>(2) 2-7中の「従来型の条約が適用される場合の取扱い」は、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第31条第3項（外国税額控除等の特例）の規定が適用される場合の取扱い」</p> <p>(3) 2-7中の「調査に当たり、従来型の条約（法第69条第7項（外国税額の控除）に規定する「内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約」をいう。）の適用がある場合には」は、「調査においては、外国居住者等所得相互免除法第31条第3項（外国税額控除等の特例）の規定の適用があるため」</p> <p>(4) 5-11(1)中の「平成13年6月25日付官協1-39ほか7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）6(1)（相互協議の申立ての手続）に定める「相互協議申立書」は、「日台相互協議指針4(1)（相互協議の申立ての手続）に定める「相互協議申立書（台湾用）」</p> <p>(5) 5-11(1)中の「相手国等（同事務運営指針1ロ（用語の意義）に定める相手国等をいう。）の税務当局」は、「台湾の権限のある機関」</p>	

改正後	改正前
<p>(6) <u>5-11(2)中の「外国税務当局」は、「台湾の権限のある機関」</u></p> <p>(7) <u>5-13(2)ロ及びニ中の「合意」は、「解決」</u></p> <p>(8) <u>5-14(1)中の「合意結果」は、「解決内容」</u></p> <p>(9) <u>5-14(2)中の「相互協議の合意が成立しなかった」は、「相互協議において解決に至らなかった」</u></p> <p>(10) <u>5-17(4)、5-18(3)及び(4)並びに5-20(3)中の「相互協議の合意が成立した」は、「相互協議において解決に至った」</u></p> <p>(11) <u>5-18(4)中の「合意内容」は、「解決内容」</u></p> <p>(12) <u>5-18(4)中の「国税通則法第23条第2項(更正の請求)」は、「外国居住者等所得相互免除法第32条第1項(国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等)」</u></p> <p>(13) <u>5-20(3)中の「合意を受け」は、「解決を受け」</u></p> <p>(14) <u>5-22中の「平成28年4月1日」は、「平成29年1月1日」</u></p>	
<p>(削除)</p> <p>(経過的处理(1)・・・ローカルファイルに関する適用時期) この事務運営指針の4-2(ローカルファイル)の取扱いは、連結法人の平成29年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。</p> <p>(経過的处理(2)・・・5-1(2)に定める「確認対象連結事業年度のうち最初の連結事業年度開始の日」) この事務運営指針の5-1(2)(事前確認の申出)に定める「確認対象連結事業年</p>	<p>(経過的处理(1)・・・国別報告事項及び事業概況報告事項に関する適用時期) この事務運営指針の4-1(国別報告事項及び事業概況報告事項)の取扱いは、平成28年4月1日以後に開始する最終親会計年度(措置法第66条の4の4第4項第7号(特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供)に規定する最終親会計年度をいう。)について適用する。</p> <p>(経過的处理(2)・・・ローカルファイルに関する適用時期) (同 左)</p> <p>(経過的处理(3)・・・5-1(2)に定める「確認対象連結事業年度のうち最初の連結事業年度開始の日」) (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>度のうち最初の連結事業年度開始の日」とあるのは、確認対象連結事業年度のうち最初の連結事業年度開始の日が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までである事前確認の申出については、「平成 29 年 6 月 30 日」と読み替えるものとする。</p>	